

岡崎市ホームページバナー広告募集要項

(令和8年6月1日～令和9年5月31日分)

1 バナー広告を掲載するページ

・岡崎市ホームページ トップページ

URL <https://www.city.okazaki.lg.jp/>

※ トップページで掲載したバナー広告は、下の7ページへも同時に掲載します。つまり、岡崎市ホームページでは、合計8ページにわたり、バナー広告を掲載します。

(1) くらし・手続き

URL <https://www.city.okazaki.lg.jp/kurashi/index.html>

(2) 子育て・教育

URL <https://www.city.okazaki.lg.jp/kosodate/index.html>

(3) 健康・福祉

URL <https://www.city.okazaki.lg.jp/kenko/index.html>

(4) 文化・スポーツ・生涯学習

URL <https://www.city.okazaki.lg.jp/bunka/index.html>

(5) 産業・ビジネス

URL <https://www.city.okazaki.lg.jp/business/index.html>

(6) 市政情報

URL <https://www.city.okazaki.lg.jp/shisei/index.html>

(7) 観光・イベント

URL <https://www.city.okazaki.lg.jp/kanko/index.html>

※ 本広告掲載の対象である岡崎市ホームページのトップページのアクセス数は、1カ月平均で約83,000件（ページビュー）です。あくまでも平均的な数値です。毎月この数を保証するものではありません。

2 広告枠の売り渡し方法

岡崎市と契約した広告代理店にバナー広告枠を一括で売り渡します。

3 広告枠の設定位置

広告掲載対象ページ（全8ページ）の最下部

※ バナー広告の並び順はランダム表示となります。

4 広告の枠数

21枠（全8ページ共通）

同一の広告主が同時に2枠以上占有できません。

5 広告の募集開始日時

入札後、速やかに募集を開始してください。

- ※ 申込は先着順とします。
- ※ 広告枠に空きがなくなり次第、募集を終了します。

6 広告の掲載期間

令和8年6月1日(月) ～ 令和9年5月31日(月)

- ※ バナー広告の申込は、1カ月単位とします。詳しくは、別紙1「岡崎市ホームページバナー広告掲載日程表」をご確認ください。

7 広告の掲載開始又は削除時間

- (1) 掲載の開始日：掲載月1日の0時
- (2) 掲載の終了日：掲載終了月末日の24時

8 広告料に関する事項

広告主が広告代理店に支払う広告料の金額及び徴収方法等は、広告代理店が別に定めます。詳しくは、広告代理店へお尋ねください。

9 広告の規格等

バナー広告の規格は、次のとおりとします。

- (1) 大きさは、縦60ピクセル、横120ピクセルとする。
- (2) 形式は、G I FまたはJ P E G形式とする。
- (3) データ容量は、50K B以下とする。
- (4) 次の表記、構造は禁止します。
 - ア 動画、アニメーション、静止画像の切り替え（反転表示）等
 - イ 市ウェブサイトのコテンツの一部として錯誤しやすいデザイン
 - ウ 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの
 - エ 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - オ アラートマーク
 - カ ラジオボタン
 - キ テキストボックス（入力できるように見えるもの）
 - ク プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

10 広告のリンク先ホームページの構造

次の構造や機能を有するホームページへのリンクは禁止します。

- (1) 専ら広告以外の情報で構成したページ
- (2) 広告主以外の者が書き込みできる形式のもの（ブログ、掲示板など）

11 広告の申込先

広告の申込は、岡崎市と契約した広告代理店へ。

※ 広告掲載の申込に要する費用は、広告主の負担とします。

12 広告主及び広告等の審査

広告掲載の可否については、岡崎市広告掲載要綱、岡崎市広告掲載基準、岡崎市ホームページ広告取扱要領等に基づき広告代理店が広告主及び広告原稿の仮審査（正式な審査は岡崎市が実施）を行い決定します。申込受理に際して疑義のあるときは、岡崎市の指示を受けて対応してください。

13 広告掲載の決定

広告掲載の可否は、岡崎市が広告代理店に文書で通知します。

14 掲載を決定した広告又はリンク先の変更

掲載を決定した広告又はリンク先の変更は、次の2つの場合があります。

(1) 市からの変更依頼

市が変更を依頼した場合は、速やかに応じていただきます。

(2) 広告主からの変更申し出

広告主からの変更申し出は、広告代理店を通じて申し出ることになります。変更を希望するときは、広告代理店へ変更の内容を申し出てください。

15 掲載を決定した広告の取り下げ

広告主の都合により、掲載を決定した広告を取り下げようとするときは、広告代理店を通して市へ申出書を提出していただきます。この場合、申し出により、広告を取り下げた場合でも、市は、広告代理店から徴収した広告掲出料を還付しません。

(この募集要項に関する問合せ先)

岡崎市広報課広報広聴係

TEL0564-23-6033